

板橋グリーンカレッジ運営要綱

(令和4年3月30日教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区民等の多様化・高度化する学習要求に応えとともに、地域社会における活動を促進するために設立する板橋グリーンカレッジの運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成等)

第2条 板橋グリーンカレッジ(以下「カレッジ」という。)は、大学校及び大学院で構成し、原則として、グリーンカレッジホール(東京都板橋区志村三丁目3番6号)内において開講する。

(組織)

第3条 カレッジには、これを総理する学長を置くとともに、運営に伴う各種事務を行う事務局及び事務局長並びに板橋グリーンカレッジOB会を置く。

2 学長は、板橋区長とする。

3 事務局は、教育委員会事務局生涯学習課に置き、事務局長は地域教育力担当部長の職にある者をもって充てる。

4 板橋グリーンカレッジOB会は、大学校及び大学院の卒業生で組織し、カレッジの運営に協力する。

(運営)

第4条 事務局長はカレッジの運営を、板橋グリーンカレッジ運営協議会運営要綱(令和4年4月30日決定)第1条により設置する板橋グリーンカレッジ運営協議会において協議の上、承認を得て実施する。

(入学資格者)

第5条 大学校の入学資格者は、区内に在住、在学又は勤務する者とする。

2 大学院の入学資格者は、大学校卒業生または大学院修了者とする。

(入学定員及び実施要領)

第6条 カレッジの入学定員及び年間カリキュラムは板橋グリーンカレッジ運営協議会運営要綱第2条に基づく協議により毎年度、別に定める。

(入学者の募集及び決定)

第7条 大学校・大学院は、第5条第1項及び第2項に規定する入学資格者を公募する。

2 前項の公募において、応募者数が定員を超えるときは、大学校においては入学する者を優先し、大学院においてはコース毎に入学する者を優先し、受講生として決定する。ただし、優先すべき応募者数が定員を超えるときは、当該応募者から抽選により受講生を決定する。

3 前項の規定による入学決定後において、なお欠員を生じている場合は、前項の規定に従い、残りの応募者から受講生を決定する。

(修学年限)

第8条 大学校の修学年限は2年とし、大学院の修学年限は1年とする。

(聴講生)

第9条 前条の規定にかかわらず、大学校の卒業生のうち、継続学習を希望する者にあつては大学校の2年目のコースの講義を、大学院の卒業生のうち、継続学習を希望する者にあつては、大学校の2年目のコースの講義または大学院の講義を聴講することができる。ただし、教室の定員から専門課程受講生の人数を引いた数を聴講生の定員とし、当該定員を超える場合には、抽選により決定するものとする。

(受講料等)

第10条 カレッジの受講生及び聴講生は、実施要領に定める受講料を負担する。

2 前項に規定するもののほか、特別な教材、実習等に係る実費については、別途受講生が負担するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域教育力担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、教育長決定の日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

付 則 (令和6年1月30日教育長決定)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、教育長決定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則 (令和7年1月24日教育長決定)

- 1 この要綱は、令和7年1月24日から施行する。ただし、次項の規定は、教育長決定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。